

孤児救済、よみがえる絆、ポーランドの子供救った養護施設、世紀を越え交流再開、土屋学（文化）

2016/01/25 日本経済新聞 朝刊 36ページ 1846文字

約1世紀前のロシア革命後の混乱期、シベリアにいたポーランド人の子どもたちが日本によって救われた。当時、シベリアにはロシア帝政時代にとらえられた政治犯の子孫や第1次世界大戦の戦火を逃れたポーランド人が多数暮らしていた。

革命後の内戦などで親を亡くした孤児は祖国に戻るすべもなく、窮地に陥っていた。ウラジオストクで結成されたポーランド救済委員会の救援要請に唯一応えた国が日本で、外務省と日本赤十字社が、いくつかの日本の施設に子どもたちを受け入れた。

＊ ◇ ＊

375人を受け入れ

1920年と22年の2回にわたり1～16歳の計765人の孤児が来日し、東京と大阪に1年ほど滞在。その後、全員が無事祖国にたどり着いた。第1陣の375人を受け入れたのが、東京・広尾にある福田（ふくでん）会育児院、現在の社会福祉法人・福田会だ。児童養護施設などを運営する当会で、私は7年前から役員を務めている。

福田会が発足したのは今から140年前。仏教諸宗派が合同で貧窮孤児らを救済するため1876年に設立し、79年に仏教系では日本初の児童養護施設を開設した。

私が孤児の話詳しく知ったのは2010年。実は当時、当会では孤児を救った逸話はほとんど忘れられていた。ところが、ひょんなことからポーランドとの絆が再びよみがえる。

きっかけは、日本語が堪能で能楽にも造詣が深い駐日ポーランド大使（当時）ヤドヴィガ・ロドヴィッチ＝チェホフスカ氏からの連絡だった。当会の近くに住んでおられ、日曜朝の散策途中でたまたま「福田会」の看板を見つけて、翌日連絡してこられたという。

彼女は以前から福田会と孤児の話を知っていた。ポーランドに帰った孤児たちが日本で受けた恩を忘れずに語り継いでいたからだ。02年、天皇・皇后両陛下がポーランドを公式訪問され、高齢になった3人の元孤児とお会いになった席にも彼女は立ち会っている。

＊ ◇ ＊

駐日大使が橋渡し

90年前、窮地の孤児が身を寄せた福田会が今もあることに彼女は驚いた様子だった。話は本国にも伝わり、互いに機会があれば交流を深めたいと話していた。実現したのは、東日本大震災後の12年4月。被災地を見舞うため、来日したアンナ・コモロフスカ大統領夫人が当会も訪問され、「シベリア孤児救済事業完了90周年」の記念プレートを贈ってくださった。

当時の会報や新聞を見ると、孤児たちが歓待を受けた様子が詳しく書かれている。献身的な看護や温かいもてなしを受け、来日当初は飢えて体力が衰えていた孤児たちも皆、元気を取り戻した。

日本では官民を問わず多くの支援が寄せられ、1921年3月には大正天皇の後（きさき）、貞明皇后が行啓されている。日本舞踊や演劇、映画などの会が催されたり、日本人の子どもたちとの交流会が開かれたりした。

その後、彼らは同国で「極東青年会」という組織を結成する。ただ、第2次大戦後の東西冷戦下では日本とのかつての関係が顕彰されることは少なかったようだ。冷戦終結後、再び、日本による孤児救済の美談は広まっていく。今では元孤児の存命者はいらっしやらないが、子孫や関係者が絆を今もつないでいる。

当会とポーランドとの交流も年々深まっている。2013年にはツィリル・コザチェフスキ大使の仲介で、大使館から同国のツィリル・ザクシェフスキ氏の現代アート作品を寄贈された。今夏、ワルシャワで開かれる「児童養護施設児童のためのワールドカップ」というサッカーの国際親善大会にも当会の子どもたちが招かれている。

＊ ◇ ＊

記念誌「あゆみ」刊行

通常は全国組織などを通じて出場者を募るが、ポーランド側から「福田会の子どもたちを招きたい」と声をかけてもらった。当会だけではチームを組めないので、東京都社会福祉協議会児童部会所属の63施設から選手を選抜して「東京フレンズ」のチーム名で出場する。当会からは2～3人が参加する予定だ。

昨夏には福田会育児院史研究会代表の宇都栄子専修大教授に編集をお願いし、記念誌「福田会のあゆみ」を刊行した。ロドヴィッチ＝チェホフスカ氏や両国関係の歴史に詳しいワルシャワ大学東洋学部日本学科のエヴァ・パワシュ＝ルトコフスカ教授にも寄稿していただいた。

絆が深まるにつれ、会の「あゆみ」の大きさを痛感する。今後も当会が両国の懸け橋になるよう努めたい。(つちや・まなぶ＝福田会常務理事)

【図・写真】ポーランド孤児と福田会育児院の子どもたち(『財団法人福田会育児院概要』より)

本サービスで提供される記事、写真、図表、見出しその他の情報(以下「情報」)の著作権その他の知的財産権は、その情報提供者に帰属します。

本サービスで提供される情報の無断転載を禁止します。

本サービスは、方法の如何、有償無償を問わず、契約者以外の第三者に利用させることはできません。

Copyrights © 日本経済新聞社 Nikkei Inc. All Rights Reserved.